プロジェクト　排出量取引制度に係る会計上の取扱い
項目　第 575 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 575 回企業会計基準委員会（2026 年 4 月 22 日開催）において聞かれた意見をまとめたものである。

排出量取引制度及び排出枠の性質に関する事務局の再整理について聞かれた意見

（適用する会計処理の枠組みと排出目標の達成に係る損益について）

2. 制度の趣旨に照らし、割当年度ごとの義務に対して損益を確定させる考え方に賛同する。

3. 再整理した 3 つのアプローチに基づき検討を進めていくことに賛同する。制度の趣旨も踏まえつつ、会計基準としてシンプルなものとなることが望ましいと考える。

4. 経済実態の観点では、無償割当の排出枠について経済的便益を支配していないとするアプローチ A と資産と負債を別個に考えて計上するアプローチ B のいずれも成り立つと考える。

5. 財務諸表の利用者の観点では、情報量の豊かさが重要であり、いずれのアプローチにおいても今後の開示の議論が重要であると考える。

（アプローチ A について）

6. 排出量の削減の制度趣旨に照らして、アプローチ A に優位性があると考えているが、次回以降の審議も踏まえて検討したい。

（アプローチ B について）

7. 投機目的ではなくとも制度対象事業者が経済合理性のために排出枠の取引を行うことが想定されるため、取引が行われることを前提として検討することが適当ではないか。権利は譲渡可能であり、市場取引を通じてより効率的に脱炭素の取組みを促進することが制度の背景にあるとも考えられるため、資産と負債を別々のものとして取り扱うアプローチ B が適当ではないかと考える。

8. 制度対象事業者が排出目標の達成だけを念頭に置いて取引の要否を判断するとの前提が

成立するのであればアプローチ A は最も合理性があるが、新しい制度における利用形態に関してもう少し複雑な状況まで考慮する必要があるのであれば、資産と負債を両建てで計上するというアプローチ B の考え方の合理性が高まると考える。

9. 資産に計上した排出枠が債務の決済に使用されることを踏まえて、会計処理は資産と負債を両建てで計上して行う一方、貸借対照表では資産と負債を相殺して表示することが適当ではないか。資産と負債の相殺前の情報については開示で対応することも考えられる。

10. 法的には、排出枠は一種の無体の財産権と位置付けられていると理解している。排出枠は担保の目的及び強制執行の対象になりうると評価されており、債務者の資産状況に係る情報提供の観点から、排出枠を資産として計上することが考えられる。貸借対照表の表示においては資産と負債を両建てとすることに情報としての価値があり得るのではないかと考える。

11. 財務諸表の利用者や事業判断をする主体にとって、資産と負債を別々に考える方が理解しやすく、アプローチ B の方がより有益な情報が提供されると考える。

12. 3 つのアプローチのいずれを選択しても貸借対照表及び損益計算書に差異がないのであれば、アプローチ B-1 によりゼロであっても資産と負債を会計上それぞれ認識することが排出枠を管理する実務と最も整合的であり、理解しやすいと考える。

以　上